

国民健康保険法第116条 該当届

記号		番号					枝番		記号番号はできるだけ記入してください。	
修学される被保険者	個人番号(マイナンバー)							氏 名		
	生年月日 昭 ・ 平 ・ 令 年 月 日							性別	組合員との続柄	
	住所(アパートなど) 〒 -									
	学校	学校名								
		所在地 〒 -								
入学年月 平成 年 月 令和 年 月 卒業予定年月 令和 年 月				在学年 第 学年 修学年限 年						
届出署名欄 上記のとおり必要書類を添付し届け出ます。 令和 年 月 日 (記入日) 組合員住所 〒 - 電話 - - 組合員氏名(自署) 富山県医師国民健康保険組合 理事長殿										
									医師組合員の個人番号(必須)	

個人番号の利用目的について
本組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第1の第2項「健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収事務で利用します。

※組合記入欄						受付印
常務理事	事務長	本人確認	入力	確認		

修学のため組合員と住所が別になる場合の届出について

- ・この届出は、学生の方に限り、組合員と別の住所に住民票を移したとき必要になります。
- ・住所地は組合員と同一のまま登録します。
- ・今後、卒業などで在学の状態が変わったとき、また就職されたときは別途届出が必要です。

<記入について>

修学する方と届出する組合員のマイナンバーを記入する箇所があります。

組合員氏名（自署）の欄には、医師組合員が自署してください。印は不要です。

<提出していただくもの>

- ☐ 国民健康保険法第116条該当届
- ☐ 在学証明書（届出日の3ヶ月以内に交付されたもの）
- ☐ 医師組合員のマイナンバーカード、運転免許証、旅券などいずれか（顔写真付きの面）のコピー
- ☐ 医師組合員のマイナンバーカード（番号の表示面）もしくは通知カードのコピー

<提出方法について>

個人情報保護のため、郵送されるときは「特定記録」扱いを推奨します。

郵便局窓口で引受を記録するので、差出記録が残りインターネットで配達状況を確認できます。

↓ 切り取って組合への送付に利用できます

〒939-8214 富山市黒崎3番地 富山県医師国民健康保険組合 宛 (届出116在中)

富山県医師国民健康保険組合
TEL 076-429-7337
FAX 076-429-9600